

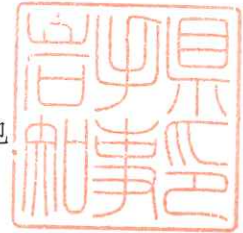
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

氏 名 UBE三菱セメント株式会社 代表取締役 小山 誠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 4年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 3月31日

1. 事業の範囲

中間処理（焼却処理）

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・ 鉍さい（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 燃え殻（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

- ア 設置場所 岩手県一関市東山町長坂字羽根掘50番3
- イ 設置年月日 平成4年6月29日
- ウ 処理能力 鉍さい（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 48t/日
- ばいじん（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 48t/日
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。） 72t/日
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。） 72t/日
- 燃え殻（鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 48t/日
- 汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼンを含むことのみにより有

(以下、裏面記載)

害なものに限る。)

48t/日

エ 設置許可年月日 令和4年2月1日
オ 設置許可番号 第26-1号
カ 保管施設 別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 4年 4月 1日 当初許可
以下余白

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県一関市東山町長坂字羽根堀50番3

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃酸	—	36	20	20	20 m ³ タンク 1 基
廃アルカリ	—	36	20	20	20 m ³ タンク 1 基
鉍さい	—	—	38	73.3	屋内 19 m ³ ホッパー2 基
ばいじん	—	—	38	43.3	屋内 19 m ³ ホッパー2 基
燃え殻	—	—	38	43.3	屋内 19 m ³ ホッパー2 基
汚泥	—	—	38	41.8	屋内 19 m ³ ホッパー2 基

以下余白

